

令和 8 年度 磐田市農業振興地域整備計画定期変更業務委託

特記仕様書

第 1 章 総 則

(適 用)

第 1 条 本特記仕様書は、農振整備計画定期変更業務委託に関し、適用するものとする。

(目 的)

第 2 条 本業務は、農地法等の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮して、長期的観点から農業振興を図るための総合的基本計画を定めるもので、農業生産基盤整備や農業近代化施設の整備等のほか、保全すべき農地について「農用地区域」を定め農用地等の確保を図るとともに、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図ることを目的とする。

(法令及び規程の準用)

第 3 条 本業務は、下記に記載する法令及び規則を準用するものとする。

1. 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律 106 号）
2. 農地法（昭和 27 年法律 229 号）
3. 農地法等の一部を改正する法律（号外 第 123 号）
4. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律 58 号）
5. 同 施行令（昭和 44 年政令 254 号）
 " 施行規則（昭和 44 年農令 45 号）
6. 財務規則
7. 農業振興地域制度に関するガイドライン（令和 6 年 3 月）
8. 農業振興地域整備計画変更事務取扱い要領（令和 7 年 3 月）
9. その他必要とするもの

(作業計画及び承認)

第 4 条 受託者（以下「乙」という）は本業務着手にあたり、契約締結後 7 日以内に業務実施計画表、着手届、工程表、業務代理人等通知書を委託者（以下「甲」という）に提出し、その承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 「乙」は、「甲」が収集している調査に必要な資料等を「甲」より貸与を受けることができる。また「乙」は、貸与された資料等を委託業務完了後速やかに返還しなければならない。

(機密の保持)

第6条 「乙」は、業務遂行上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(協 議)

第7条 「乙」は、作業実施にあたり本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じたときは、担当係員とその都度相互協議し、その指示を受けるものとする。

(検 査)

第8条 「乙」は、業務終了後速やかに完了届、納品書と共に成果品を提出し、「甲」の最終検査を受けなければならない。

なお、訂正を要する場合には、速やかに訂正し再検査を受けなければならない。

第2章 作業概要

(貸与資料)

第9条 本業務における貸与資料は、以下のとおりとする。

1. 既存農業振興地域整備計画書
2. 磐田市農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料（令和7年度作成）
3. 既存農業振興地域整備計画土地利用計画図
4. 農振農用地区域管理図（既存）
5. 現況農用地区域リスト（令和7年度作成）
6. 課税土地データ
7. 1/1,000 地番図データ
8. 各種農業関連統計書
9. 各種関連計画
10. その他必要とするもの

(作業の流れ)

第10条 別紙「農振整備計画定期変更作業フロー」のとおりとする。

(農用地利用計画業務) <最新課税データ、地番図のデータ調整>

第11条 本業務の作業は以下のとおりである。

1. 計画準備

各工程の計画及び打合せ協議を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行う。

2. 1/1,000 地番図調整

最新の地番図データを着色並びに属性データが付加できるようにデータ形式の調整を行うものとする。

3. 既存農用地区域データ修正

既存農用地区域データを最新のものにするため、分合筆処理、一部除外処理等を行う。

4. 土地課税データ編集

貸与された課税データを上記で抽出された現況農用地区域データとの不突合処理及び地番図データと照合し編集するものとする。

(農用地利用計画業務)

第12条 本業務の作業は以下のとおりである。

1. 計画準備

各工程の計画及び打合せ協議を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行う。

2. 農用地区域除外・編入データ作成

貸与資料を基に、定期変更で除外・編入する農用地区域を確定し、除外基準コードを付加する。

3. 1/25,000 新旧対照図作成

属性付き地番図を1/25,000に縮小編纂し新旧対照図を作成する。

4. 新農用地区域リスト作成

別記農振農用地区域リストを作成する。また、必要に応じて指定された形式により面積集計を行う。

5. 1/25,000 土地利用計画図作成

県との協議が終了した後、新農用地区域を1/25,000土地利用計画図として出力する。

6. 1/2,000 新農用地区域管理図作成

告示後管理用として1/2,000新管理用農用地区域図を出力し製本する。

(農業振興地域整備計画業務)

第13条 本業務の作業は以下のとおりである。

1. 計画準備

各工程の計画及び打合せ協議を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行う。

2. 計画書作成

委託者主導の下、貸与資料及び基礎資料調査結果、静岡県農業振興地域整備基本方針等に従い、下記の項目に準じた農業振興地域整備計画書の作成を行う。また、県との協議に伴う修正等は甲が行うものとする。

第1 地域の振興方向

- 1-1 農業振興の方向
 - 1-1-1 現状分析
 - 1-1-2 今後の方向
- 1-2 農業振興地域整備計画の特色
 - 1-2-1 経過と変更の理由
 - 1-2-2 計画の特色

第2 農用地利用計画

- 2-1 土地利用区分の方向
 - 2-1-1 土地利用の方向
 - 2-1-1-1 ア 土地利用の構想
 - 2-1-1-1 イ 農用地区域の設定方針
 - 2-1-2 農業上の土地利用の方向
 - 2-1-2-1 ア 農用地等利用の方針
 - 2-1-2-1 イ 用途区分の構想
 - 2-1-2-1 ウ 特別な用途区分の構想
- 2-2 農用地利用計画

第3 農業生産基盤の整備開発計画

- 3-1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
- 3-2 農業生産基盤整備開発計画
- 3-3 森林の整備その他林業の振興との関連
- 3-4 他事業との関連

第4 農用地等の保全計画

- 4-1 農用地等の保全の方向
- 4-2 農用地等保全整備計画
- 4-3 農用地等の保全のための活動
- 4-4 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 5-1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

- 5-1-(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標
- 5-1-(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
- 5-2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策
- 5-3 森林の整備その他林業の振興との関連
- 第6 農業近代化施設の整備計画
 - 6-1 農業近代化施設の整備の方向
 - 6-2 農業近代化施設整備計画
 - 6-3 森林の整備その他林業の振興との関連
- 第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
 - 7-1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
 - 7-2 農業就業者育成・確保施設整備計画
 - 7-3 農業を担うべき者のための支援の活動
 - 7-4 森林の整備その他林業の振興との関連
- 第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画
 - 8-1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - 8-2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
 - 8-3 農業従事者就業促進施設
 - 8-4 森林の整備その他林業の振興との関連
- 第9 生活環境施設の整備計画
 - 9-1 生活環境施設の整備の目標
 - 9-2 生活環境施設整備計画
 - 9-3 森林の整備その他林業の振興との関連
 - 9-4 その他の施設の整備に係る事業との関連
- 第10 付図（別添）
 - 10-1 土地利用計画図（付図1号）
 - 10-2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
 - 10-3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
 - 10-4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
 - 10-5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）
 - 10-6 生活環境整備計画図（付図6号）
- 別記 農用地利用計画
 - 別記-（1）農用地区域
 - 別記-（1）-ア 現況農用地等に係る農用地区域
 - 別記-（1）-イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

別記－(2) 用途区分

3. 計画書付図作成

委託者主導の下、貸与資料及び基礎資料調査結果、静岡県農業振興地域整備基本方針等に従い、下記の図面を作成する。

- ・ 土地利用計画図（付図 1 号）
- ・ 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- ・ 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- ・ 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）
- ・ 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）
- ・ 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

4. 調整資料作成

作成した計画書をもとに前回計画書との新旧対照表を作成するほか、農用地区域の面積増減の説明等、県事務取扱い要領等に基づいた県との調整資料を作成する。また事前協議時における管理調整会議用資料をあわせて作成する。

(印刷製本)

第 14 条 本業務の作業は以下のとおりである。

1. 土地利用計画図（付図 1 号）を印刷する。
2. 調整された農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料を印刷製本する。
(付図含む)
3. 調整された農業振興地域計画書を印刷製本する。(付図含む)

第 3 章 成果品

(成果品)

第 15 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1. 1/25,000 新旧対照図 | 一式 |
| 2. 新農用地区域リスト | 一式 |
| 3. 調整資料 | 一式 |
| 4. 農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料（付図含む） | 60 冊 |
| 5. 農業振興地域整備計画書（付図含む） | 60 冊 |
| 6. 1/2,000 新農用地区域管理図（旧磐田市は 2 分冊） | 6 冊 |
| 7. 1/25,000 土地利用計画図 | 50 枚 |
| 8. その他必要とする資料（提言・勧告を含む） | 一式 |

別紙「農振整備計画定期変更作業フロー」

